

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立致しました。

これより令和2年度第2回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番青木委員さん、第7番石川委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

新型コロナウイルスの影響がありまして、緊急事態宣言のため、一切行事等は開催されませんでしたので、御報告致します。

議長

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程致します。

それでは、整理番号1番について、清水委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番清水昭男です。整理番号1番について、説明します。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。特例適用所在地が全部で9筆あり、合計で8,282㎡、全ての土地が持ち分の2分の1となっております。上から順に説明していきます。(地番、地目、面積)。こちらはお茶が栽培されています。(地番、地目、面積)。この二筆は一団となっておりますしてお茶が栽培されています。(地番、地目、面積)。この2筆も一団となっております、主にお茶が栽培されており、間に梅の木が2本ほど植えられております。(地番、地目、面積) この2筆も一団となっております、茶畑となっております。次に(地番、地目、面積)。こちら主にお茶が栽培されておりました。一部雑木等が生い茂ってましたので、伐採して整理するように話をしました。最後に(地番、地目、面積)。茶畑となっております、周囲にじゃがいも、玉ねぎが栽培されておりました。概ね非常に適正に管理されています。よろしく御審議お願いします。

議長

整理番号2番と3番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号7番石川です。整理番号2番について御説明します。5月13日に事務局2名と申請人の息子さん立会いのもと現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)この2区では、ネギ、サツマイモ等が植えられておりました。一部空いているところがありましたが、しっかりと耕うんされておりました。(地番、地目、面積)、この2区では、いまは休ませているそうですが、今後トウモロコシ、ニンジン、ジャガイモ等を栽培する予定だそうです。(地番、地目、面積)、この畑は、空いておりましたが、今後、ヤーコン、ニンジンを栽培する予定だそうです。(地番、地目、面積)、この2区では、自宅前の畑で、ナス、ミョウガが植えてあり、育苗用のビニールハウスがありました。空いているところに今後2棟ビニールハウスを建てる予定だそうです。(地番、地目、面積)、この2区では、全面的にサトイモが栽培されておりました。(地番、地目、面積)、この6区は、改良中とのことで、緑肥でヒマワリ等を蒔いているそうです。以上15区で合計9,155㎡、良好に管理されていることを確認しました。

続きまして、整理番号3番について御説明します。同じく5月13日に事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。この畑は自宅前の畑で、お茶の木が植えておりました。良好に管理され地ました。よろしくご審議お願い致します。

議長

整理番号4番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号9番鈴木清です。整理番号4番について御説明します。5月12日に事務局2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。この2区画では、ジャガイモ、ナス、キュウリなど様々な野菜が13種類ほ

ど栽培されていまして。しっかり管理されておりました。以上でございます。よろしく御審議お願いします。

議長

整理番号5番について、輪千委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番輪千茂です。整理番号5番についてご説明します。5月の12日、事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。この2区画ではナス、キウイ、ジャガイモ等が栽培されておりました。農地として、適正に管理されておりました。よろしく御審議お願い致します。

議長

整理番号6番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の鈴木信義です。整理番号6番についてご説明致します。5月11日、事務局と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番、地目、面積)。この3筆は自宅の前にあり、畑と温室が1棟建てられておりました。温室にはマリーゴールドが栽培されておりました。畑の北側には、ブルーベリー、ナシ等が栽培されておりました。南側には、サツマイモ、きゅうり等が栽培されており、空いているところは耕うんされ、半分はブロッコリーを作付けするとのことでした。よろしくご審議お願い致します。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の3Pを御覧ください。

譲渡人の さんから譲受人の さんへの農業後継者への贈与でございます。

整理番号1番の申請地は
(地番・地目・面積)

本案件につきましては、所有者である さんが農業後継者である さんへ農地を贈与する所有権移転でございます。

農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、個人ですので、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、借人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、

農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。譲受人は申請地を貸し付け又は質入れしないことが求められます。本案件については、譲受人に耕作意欲があり耕作に供されるものと判断しております。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、現在の耕作状況を継続する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、5月15日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の影山正弘です。5月15日に事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。畑は大変良好に管理されておりました。一部植木がありましたが、使わなくなったので、後に片づけるとのことでした。他は事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（設定）」3件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（設定）」を御説明申し上げます。議案の4Pを御覧ください。

すべて さんを借人とする2年間の貸借権設定の許可申請でございます。

整理番号1番は さんを貸人とする申請です。申請地は

（地番・地目・面積）

続いて整理番号2番は さんを貸人とする申請です。申請地は

（地番・地目・面積）

続いて整理番号3番は さんを貸人とする申請です。申請地は

（地番・地目・面積）

これらの案件につきましては、先程申し上げた通り、すべて さんを借人とする2年間の貸借権設定でございます。

農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1～3》の調査書を御覧

ください。なお貸人は異なりますが、内容は同一のものとなります。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、借人等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については個人ですので、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、借人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、借人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、借人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件については、借人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。借人は借入地を貸し付け又は質入れしないことが求められます。本案件については、借人に耕作意欲があり耕作に供されるものと判断しております。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、農業試験研究用の圃場利用(お米の栽培)をする計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、5月15日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番から 3 番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の川鍋新一です。5 月 15 日に事務局 2 名と本人立会いの下、現地調査を行いました。田んぼにつきましては、米の試験ということで、この田んぼを使うということです。一部畑がございますが、こちらのほうは米の発芽試験等に利用するということです。後は事務局のご報告通りであります。よろしくご審議お願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（設定）」3 件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農

用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の5Pおよび《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、青梅市が《議案第4号 別紙1》のとおり、農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第4号 整理番号1番

使用貸人

（住所・氏名）

（住所・氏名）

（住所・氏名）

使用借人

（住所・氏名）

利用権を設定する土地

（地番・地目・面積）

利用権設定の更新となり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和2年6月10日から令和5年6月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが

示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では関係致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では関係致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また御参考までに作付計画書を添付しておりますので、後程御確認ください。

現地調査につきましては、5月15日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の影山正弘です。5月15日に事務局2名と御本人立会いの下、現地を調査してきました。現地では、ネギが植えられており、大変良好に管理されておりました。なお、その土地の使用貸人により、毎年畑

の一部が荒れているとのことだったので、本人の方になるべく管理をするようにとお伝えしました。よろしくご審議お願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定致しました。

次に議案第5号「令和2年青梅都市計画生産緑地地区変更に対する意見について」を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「令和2年青梅都市計画生産緑地地区変更に対する意見について」ご説明致します。

本件につきましては、令和2年青梅都市計画生産緑地地区変更に対する意見を青梅市長より、求められたため、議題とさせていただきました。

初めに、変更の概要として、1. 種類及び面積ですが、種類、生産緑地地区変更後の生産緑地面積が約127.92ha ございます。変更理由としましては、公共施設等の用地または、買取申し出に伴う行為制限の解除により生産緑地の機能を失った、生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

それぞれ、変更となる生産緑地の番号、変更前の面積、位置、変更内訳、変更後の面積および摘要欄が記載されております。変更後の面積の欄が空欄になっているものは、全部削除で、空白以外のものは、一部削除または、面積の精査による増減となっております。また、生産緑地の追加受付を行った部分につきましても、追加として増えている状況となっております。生産緑地地区の面積につきましては、約129.27haから約127.92haに変更となっております。以上でございます。よろしくご審議お願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。
よって、議案第5号「令和2年青梅都市計画生産緑地地区変更に対する意見について」は原案のとおり承認することに決定致しました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。
報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。
それでは報告に移ります。
はじめに「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、7件で1ページに記載されたとおりです。
次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、7件で2ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理 農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で3ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理 租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定による証明について」は、1件で4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」については、1件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出」については、7件で3ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時15分から開会致します。